

対象案件	宿泊税条例の制定について		
意見募集期間	令和7年12月22日(月)から令和8年1月20日(火)まで		
担当部署 (問合せ先)	財務部 税務課 電話 011-372-3311 内線3711		
意見提出者数	1人		
意見提出件数	1件		
	条例案に賛成するもの		0件
	条例案に反対するもの		0件
	条例案の修正を要望するもの		0件
	条例案に付随した要望		1件
	その他(パブリックコメントの対象以外の意見等)		0件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
<p>「宿泊税条例の制定について」2ページに、観光振興施策のイメージについて、整備、提供、推進とあります。市民として求めるのは、導入時の目的と必要性を記入した毎年の報告を、歳入、歳出ともに細かな内訳を公開することです。なお公開に際して行政職員による評価文は不要です。理由は、行政職員の限りある時間を奪うつもりはないからです。</p> <p>さて、宿泊者の身になって考えてみれば、観光利用であれ、ビジネス利用であれ、冠婚葬祭によるプライベート利用であれ、休憩利用であれ、宿泊する人は必ず宿泊税を徴収されてしまいます。今日に至るまで宿泊条例案には利用者が宿泊にかかる経費に上乗せされ自由に使える金銭が減ってしまうデメリット軽減を反映しているものと考えています。</p> <p>一点だけ、宿泊者をお迎えする市民目線で申し上げますと、宿泊税を負担させられるメリットと判断できる数字(歳入、歳出の細かな内訳)を、北広島市に来ていただいた方にお示しできないようでは「北海道の他の市町村でも広く導入されているから」としか説明できず、市民として申し訳ないです。市民が胸を張っておもてなしできるようにしてくださいませんか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞在及び宿泊における価値向上 ・観光案内の充実 ・移動利便性・安全性の向上 ・観光コンテンツの充実 ・現存する資産の発掘及び磨き上げ ・スポーツの価値を活かした観光の推進 ・観光関連人材の確保・活用 ・災害対応力の強化 ・入込客の季節偏在性対策 <p>議会の議決を経た上で決定されるのですから、導入時の目的と必要性を記入した毎年の報告を、歳入、歳出ともに細かな内訳での公開をお願いしたいと思います。</p> <p>最後に市長からのメッセージ～新年のご挨拶 から引用させていただきます。 ”本年は、平成8年9月の市制施行から30周年という節目の年に当たります。「住んでよかった、これからも住み続けたいまち」の実現に向けて” 謹んでご意見申し上げます。</p> <p>以上です。</p>	<p>北広島市では、観光客や宿泊者の皆様が、より利便性や快適性が向上されるよう、持続可能な観光振興の推進に向けて宿泊税の導入を目指しております。徴収した宿泊税の用途につきましては、毎年度の予算審議及び決算報告で公表するとともに、その効果や観光客に対するメリットも、市のホームページ等を活用してわかりやすく周知してまいりたいと考えております。</p>